

(あて先)
葉山町長 様

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書

住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 11 条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
根拠法令 (1)				
請求事由を明らかにすることが困難な理由 (1)				
請求に係る住民の範囲				

1 法第 11 条第 1 項の規定に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由又は請求を必要とする事務の内容を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合記入してください。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

【国または地方公共団体の機関による請求用】

閲覧が認められる場合	国または地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために閲覧を要する場合。
閲覧台帳	氏名、住所、生年月日、性別を大字ごとに住所地番順で並び替えた PDF ファイル。毎月1日に更新を行います。
閲覧できる日時	火曜日から金曜日まで。(休日・祝日の翌日、年末年始、業務繁忙期を除く。)午前9時から正午、午後1時から午後4時まで。
閲覧日 当日までの流れ	閲覧の予約をする。(1) 閲覧の申込み手続きをする。(2) 町の審査後、許可の連絡を受ける。 閲覧日当日
予約(1)	閲覧希望日の1ヶ月前から先着順で受付します。 閲覧希望日の14日前までに、団体名、担当者名、閲覧目的及び閲覧希望日を電話等によりご連絡ください。 ただし、緊急を要する場合については、この限りではありません。 なお、予約後にキャンセルする場合は、必ずご連絡ください。 【連絡先】 葉山町福祉部町民健康課戸籍相談係 046-876-1111(代表)
申込手続き(2)	予約受付後、事前審査を行いますので、閲覧日までに下記の書類を持参し、提出してください。 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(様式第1号)
閲覧状況の公表	前年度の閲覧の内容を、毎年1回公表します。 (1) 国または地方公共団体の機関の名称 (2) 請求事由の概要 (3) 閲覧年月日 (4) 閲覧に係る住民の範囲